

報道記者発表資料 朝来市	提出日	令和6年2月6日
	問合せ先	菓子屋 菜ノ花
		電話：079-601-0000
担当者	代表：能見若菜、能見洋成	
	担当：能見若菜、能見洋成	

件名 **朝来市を中心とした但馬の食材を取り入れたスイーツショップ
「菓子屋 菜ノ花」を竹田地区にて開業！**

この度、兵庫県朝来市和田山町竹田160番地にてスイーツショップを開業した「菓子屋 菜ノ花」です。パティシエである「能見若菜（のうみわかな）」は夫のUターンを機に朝来市に移住した27歳。幼少期からの夢であったスイーツショップの開業と、夫の「能見洋成（のうみひろしげ）」の朝来市の食材を使って地域に貢献したいという夢が重なり、開業を決意しました。

「菓子屋 菜ノ花」では朝来市を中心とした但馬地域の食材を使用しており、地産地消の取り組みを推進。実際に提供している商品として「高本農場の米粉を使用した米粉ロール」や「坪井農園のいちごを使用したショートケーキ」「神鍋りんごを使用したりんごとキャラメルクッキーシュー」「にしむら養蜂のはちみつを使用したほんのりレモン香るマドレーヌ」などがあります。小麦粉は国産小麦を使用。

また、「岩津ねぎのキッシュ」といった特産野菜や季節の野菜を使ったメニューも考案しており、スイーツ以外のメニューも一部提供しています。

今後は、お菓子教室の開催やSDGsに配慮した取り組み（買い物袋や保冷剤のリサイクル活動など）を視野に入れるなどスイーツの販売以外にも展開にあります。

2月からはアニバーサリーケーキ（誕生日ケーキ等）も受付開始。

イトインでの提供は2月中旬以降を目処にしており、おしゃれに出来上がった店内を多くの方々に楽しんでいただきたく思います。イトインではドリンクメニューの提供もあります。

[オープン日]

2024年1月19日（金）

[店舗名]

菓子屋 菜ノ花

[所在地]

〒669-5252

兵庫県朝来市和田山町竹田160

店舗裏側に駐車場5台

[業態]

スイーツの提供、イトインでの喫茶

[販売商品]

※現在（1月26日現在）の販売価格です。

- ・坪井農園のいちごを使ったショートケーキ ￥580
- ・坪井農園のいちごを使ったタルト ￥680
- ・高本農場の米粉を使用した米粉ロール ￥380
- ・バスク風チーズケーキ ￥480
- ・ガトーショコラ ￥480
- ・のめるプリン ￥350
- ・神鍋りんごを使用したりんごとキャラメルクリームクッキーシュー ￥400
- ・クッキーシュー ￥350
- ・フィナンシェ ￥280
- ・チョコチップフィナンシェ ￥300
- ・マドレーヌ ￥270

- ・高本農場の米粉と朝来みどりのほうじ茶を使ったシフォンケーキ ￥400
- ・能見農園のゆずを使ったゆずウィークエンド ￥300
- ・ダイヤモンドクッキー（チョコチップ） ￥280
- ・ダイヤモンドクッキー（アーモンド&ココア） ￥280
- ・朝一焼きたてカヌレ ￥120
- ・能見農園の岩津ねぎキッシュ ￥650

[問い合わせ先]

〒669-5252

兵庫県朝来市和田山町竹田160

TEL：079-601-0000

Mail：kashiya.nanohana@gmail.com

Instagram：@nanohana_1013

能見若菜、能見洋成

【補足】朝来市にぎわい創出補助金を活用して出店しました。（制度概要は別紙参照）



画像 1 「焼き菓子の棚」



画像 2 「ショーケース」



画像 3 「店舗外観」



画像4 「左 能見洋成」 「右 能見若菜」

画像5 「店舗内観」



画像6 「朝一焼きたてカヌレ」



朝来市にぎわい創出補助金

朝来市内の空き家・空き店舗を活用して新しく店舗を開店される方に対して、市が補助を行います。古民家カフェなど空き家・空き店舗を利用した新規開業を考えておられる皆さん！この制度を利用してあなたの夢を叶えてみませんか？

◆補助制度

- ①店舗改装費等補助…出店に必要な内外装工事費用及び備品・設備購入費を補助します。
補助額：最高80万円（対象経費の2分の1以内。ただし、備品・設備購入費は20万円を上限）
- ②店舗賃借料・購入費補助…営業に必要な店舗の賃借料又は購入費を補助します。
補助額：（賃借料補助）最高5万円/月・2年間（賃借料の2分の1以内）
（購入費補助）最高120万円（購入費の2分の1以内）

◆補助の流れ

- ①朝来市商工会と事業計画の相談等
↓
- ②補助金交付申請（朝来市商工会の推薦が必要）
↓
- ③補助金等交付可否決定書交付
↓
- ④店舗賃貸借又は売買契約、店舗改装等事業実施（※1）
↓
- ⑤店舗開店
↓
- ⑥店舗改装分補助金請求（※2）
↓
- ⑦店舗賃借料又は購入費補助金申請・交付（※3・4）

※1 交付決定書の交付を受ける前に契約や工事等を行った場合は、補助金をお支払いできません。

※2 店舗改装費等補助金は、店舗開店後すぐに請求可能です。

※3 店舗賃借料補助金は、店舗開店後1年ごとに12か月分をまとめてお支払いします。店舗オープン1年後に1～12か月分、2年後に13～24か月分の請求が可能です。ただし、それぞれの営業実績が1年に満たない場合は補助金をお支払いできません。

※4 店舗購入費補助金は、1年ごとに半額分ずつお支払いします。

店舗オープン1年後に半額分、2年後に残りの半額分の請求ができます。

ただし、それぞれの営業実績が1年に満たない場合は補助金をお支払いできません。

◆補助対象業種

- ・日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）に掲げる小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉の内、地域のにぎわいづくりに資するもの。
- ・単なる事務所は補助対象外です。詳細については下記お問い合わせ先へお尋ねください。

◆申請に必要な書類

<申請時>

- ・補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- ・市税納税証明書（原本）
- ・店舗賃貸借または売買に係る見積書（写し）
- ・店舗の内装改造等に係る見積書（写し）
- ・事業計画書及び収支予算書（位置図・店舗平面図含む）

<補助金請求時>

- ・補助金等交付請求書（様式第 1 1 号）
- ・店舗賃貸借（売買）契約書（写し）
- ・（店舗改装・賃貸借（売買））請求書及び領収書（写し）又はそれに代わるもの
- ・補助事業完了届（様式第 5 号）
- ・補助事業実績報告書（様式第 9 号）
- ・工事前後写真
- ・図面等工事内容がわかる書類

◆注意事項

- ・補助金交付決定までに店舗契約、改装工事、開店などされた場合は、補助金のお支払いはできません。
- ・補助金の申請に際しては、朝来市商工会の推薦が必要となりますので、事前に朝来市商工会にご相談ください。また、いくつか要件もありますので、この要件を満たさない場合は、補助の対象とならないこともあります。

◆お問い合わせ先

<朝来市商工会>

〒669-5201 兵庫県朝来市和田山町和田山 404
TEL:079-672-2362
MAIL:shokokai@asago.org

<朝来市産業振興部経済振興課>

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
TEL:079-672-2816
MAIL:keizai@city.asago.lg.jp